

2023年10月11日

東京都知事
小池 百合子 殿

東京都労働組合連合会
執行委員長 和田 隆宏

2023 年会計年度任用職員等及び任期付職員の処遇改善に関する要求書

東京都における臨時・非常勤職員制度については、地方公務員法及び地方自治法の改正を踏まえ、2020年4月の改正法施行に合わせて、労使合意の上で会計年度任用職員制度を導入し、一般職及び特別職非常勤職員制度からの移行、臨時職員制度の廃止、会計年度任用職員（アシスタント職）の新設、会計年度任用職員に対する期末手当の支給等について対応してきた経過にあります。

しかし、改正法の施行によってもなお、常勤職員との均等待遇は不十分といわざるを得ません。とりわけ制度が発足した直後から、人事委員会勧告により2年連続で期末手当が引下げられ、昨年については一時金の引上げが勤勉手当で行われたことにより、会計年度任用職員の収入が引下げられたままになっていることは重大な問題であり、容認できるものではありません。その様ななか、今年6月の改正地方自治法により、会計年度任用職員へ勤勉手当が支給できるようになりましたが、あらためて、報酬額水準の大幅改善、一時金のあり方、諸手当支給などの抜本的な賃金・処遇の改善が求められます。

都における会計年度任用職員は、公務・公共サービス、公教育の重要な担い手として、常勤職員と同様の業務に従事するなど、欠かすことのできない存在となっており、さらなる処遇改善が喫緊の課題です。また、会計年度任用職員（アシスタント職）についても、賃金単価の大幅改善などの処遇改善が早急に求められます。

さらに、東京2020大会を契機に採用が始まった4条任期付職員は、コロナ禍においても都政を支える重要な役割を担いましたが、賃金・労働条件をはじめ、有為な人材としての任用（雇用）の継続など処遇改善が大きな課題となっています。

つきましては、下記の要求事項を真摯に受け止め、踏み込んだ検討を行い実現することを強く求めます。

記

I 基本的事項について

1 都労連との交渉・協議について

- (1) 会計年度任用職員をはじめとする非常勤職員の賃金・労働条件等については、都労連との交渉・協議による合意に基づき改善を図ること

2 雇用について

- (1) 雇用の安定化を図るため、会計年度任用職員について、4回までとしている更新回数の制限を撤廃すること
- (2) 本人希望に基づき、複数年の任用や常勤職員への任用が可能となる制度を確立すること

3 報酬について

- (1) 会計年度任用職員等の報酬額については、常勤職員との均等待遇を基本に、その職に求められる専門性や職務の困難性等を踏まえ、給与水準を改善すること
- (2) 会計年度任用職員等の報酬額改定については、改定の実施時期を含め、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて行うこと
- (3) 会計年度任用職員等の勤務実態を踏まえ、同一の職にあつて異なる職務・職責を担っている場合は、その実態に即した相応しい職を設置し、報酬改善を図ること。当面、非常勤職員の主任職を全庁的に設置すること
- (4) 勤続年数や職務経験等に応じて、報酬額を引き上げるなどの制度を構築すること。そのために、一定の勤続年数や職務経験等に基づく昇給制度を導入すること

4 諸手当について

- (1) 常勤職員との均等待遇の観点踏まえ、常勤職員と同じ支給月数の一時金、もしくはそれに相当する報酬を支給する制度改善を直ちに行うこと
- (2) 地方自治法の改正に伴う勤勉手当の支給については、制度化に伴う労使交渉を十分におこなうこと。また、成績率の導入は行わないこと

- (3) 常勤職員に支給されている扶養手当や住居手当等の生活関連手当、特殊勤務手当、もしくは、それに相当する報酬を支給する制度改善を直ちに行うこと
- (4) パートタイム勤務会計年度任用職員に対しても、勤続年数に応じて、退職手当、もしくはそれに相当する報酬を支給する制度改善を直ちに行うこと

5 休暇等について

- (1) 病気休暇や生理休暇、介護休暇等、各種休暇制度について、常勤職員に準じる制度とし、これらを取得した際には、報酬の減額を行わないこと
- (2) 職務遂行上、必要な資格試験の受験や、職務上の知見等に資する講演会等の聴講等について、常勤職員に準じて職務を免除すること
なお、その際には、報酬の減額を行わないこと

II 会計年度任用職員（アシスタント職）の処遇改善について

- (1) 全ての会計年度任用職員（アシスタント職）の賃金単価を大幅に改善すること。
当面、速やかに、1時間あたり1,500円以上に引き上げを行うこと
- (2) 会計年度任用職員（アシスタント職）に係る予算については、一時金の支給や社会保険料等の支出を行うことを前提として、増額を図ること
- (3) 休暇制度及び職務専念義務の免除に関しては、常勤職員に準じる制度とするとともに、年次有給休暇をはじめとする休暇制度等に関する周知はもとより、休暇等を取得しやすい職場環境を整えること

III 4条任期付職員について

- (1) 任期付職員の賃金水準を改善すること
- (2) 任用期間に伴う昇給措置を実現すること
- (3) 任期満了後の常勤職員への任用切替制度を創設すること
- (4) 上記（1）から（3）について、今確定交渉期において整理し、2023年度から施行すること

以上